

津市の障がい福祉

令和6年4月1日発行

障がい福祉課

☎229-3157 FAX 229-3334

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人などに、津市が実施している障がい福祉サービスや自立支援医療についてお知らせします。利用するには、事前の申請が必要です。

実施している障がい福祉サービス

交通サービス

津市視覚障害者タクシー料金助成事業

対象 市内に住所のある20歳以上の在宅の人で、身体障害者手帳の障がい名が視覚障がい、障がいの程度が単体の等級で1級の所得税非課税の人

助成額 1カ月につき700円の乗車券4枚を申請月から助成

※毎年申請する必要があります。津市障害者等交通サービス支援事業との併給はできません。

津市障害者等交通サービス支援事業

対象 市内に住所があり、通院・通学のためにタクシーや自家用車、公共交通機関を月1回以上利用する人で、次のいずれかに該当する所得税非課税の人 ※障がい児は保護者が所得税非課税の人

- 身体障害者手帳の障がいの程度が単体の等級で1級または2級
- 療育手帳A1(最重度)またはA2(重度)
- 精神障害者保健福祉手帳1級または2級

対象にならない場合

- 上記のいずれかに該当しなくなったとき
- 所得税が課税されたとき
- 精神障害者保健福祉手帳の有効期限が切れたとき
- 入院または施設に入所したとき

助成額 通院・通学1回につき1,000円(1カ月4回まで)
※津市視覚障害者タクシー料金助成事業との併給はできません。

その他のサービス

視覚に障がいのある人のためのサービス

声の広報 18歳以上で、身体障害者手帳の障がいの程度が視覚障がい1～4級の人を対象に、「広報津」「つ市議会だより」「暮らしの情報」などをCDに収録して郵送します。

点字広報 視覚に障がいがあり希望する人に、広報津を点訳し配布します。

自立歩行生活訓練事業 重度の視覚障がいがある人の自立生活に向けた、はくしゅう白杖歩行訓練や日常生活用具などの使用訓練を行います。

津市重度障害者等紙おむつ等購入費助成事業

対象 市内に住所のある3歳以上65歳未満の重度障がいのある在宅の人で、医師の意見書で常時紙おむつ等の使用が必要と認められる、次のいずれかに該当する人

- 身体障害者手帳の肢体不自由の障がい程度が単体の等級で1級または2級
- 療育手帳A1(最重度)またはA2(重度)
- 精神障害者保健福祉手帳1級

対象にならない場合

- 入院または施設に入所したとき
- 本人・配偶者(障がい児の場合はその保護者)の市民税の所得割が46万円以上のとき
- 生活保護を受けているとき
- 日常生活用具給付事業で、ストーマ装具または紙おむつの給付対象であるとき

助成額 市民税非課税世帯は1カ月5,000円まで、市民税課税世帯は1カ月4,500円まで

障がい児等生活支援ファイル「はっぴいのと」

障がいのある子どもや発育・発達に心配なことがある子どもの成長の記録ができる冊子です。無料で配布していますので、詳しくはお問い合わせください。

対象 市内に在住・在学で18歳以下の障がいがある子どもや発育・発達に心配なことがある子どもの保護者

津市地域障がい者相談支援センター

(津センターパレス3階)

障がいのある人やその家族などの各種相談に応じます。(☎272-4554、FAX 253-1645)

相談時間 月～金曜日9時～17時(祝・休日、年末年始を除く)

津市障がい者虐待防止センター

(津センターパレス3階)

家庭や職場、施設などで障がいのある人への虐待行為を見たり聞いたりしたら、電話またはファクスで津市障がい者虐待防止センター(津市基幹障がい者相談支援センター内、☎264-7002、FAX 253-1646)へ通報してください。通報者の秘密は守ります。